

第3次吉岡町耐震改修促進計画 概要版

はじめに

目的と背景

目的：だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的として策定します。

背景：1978年（昭和53年）に起きた宮城県沖地震などの建物被害状況を踏まえ、1981年（昭和56年）6月に耐震基準が抜本的に見直され、1995年（平成7年）阪神・淡路大震災を教訓として「耐震改修促進法」が制定されました。

1995年（平成7年）以降も日本各地で大地震が頻発しており、県内でも大地震の発生が危惧されています。

計画期間

2022年（令和4年）度～2026年（令和8年）度（必要に応じて計画内容を見直します。）

対象建築物

1981年（昭和56年）以前に建てられた住宅及び特定既存耐震不適格建築物^{※1}、耐震診断義務付け対象建築物^{※2}等を対象とします。

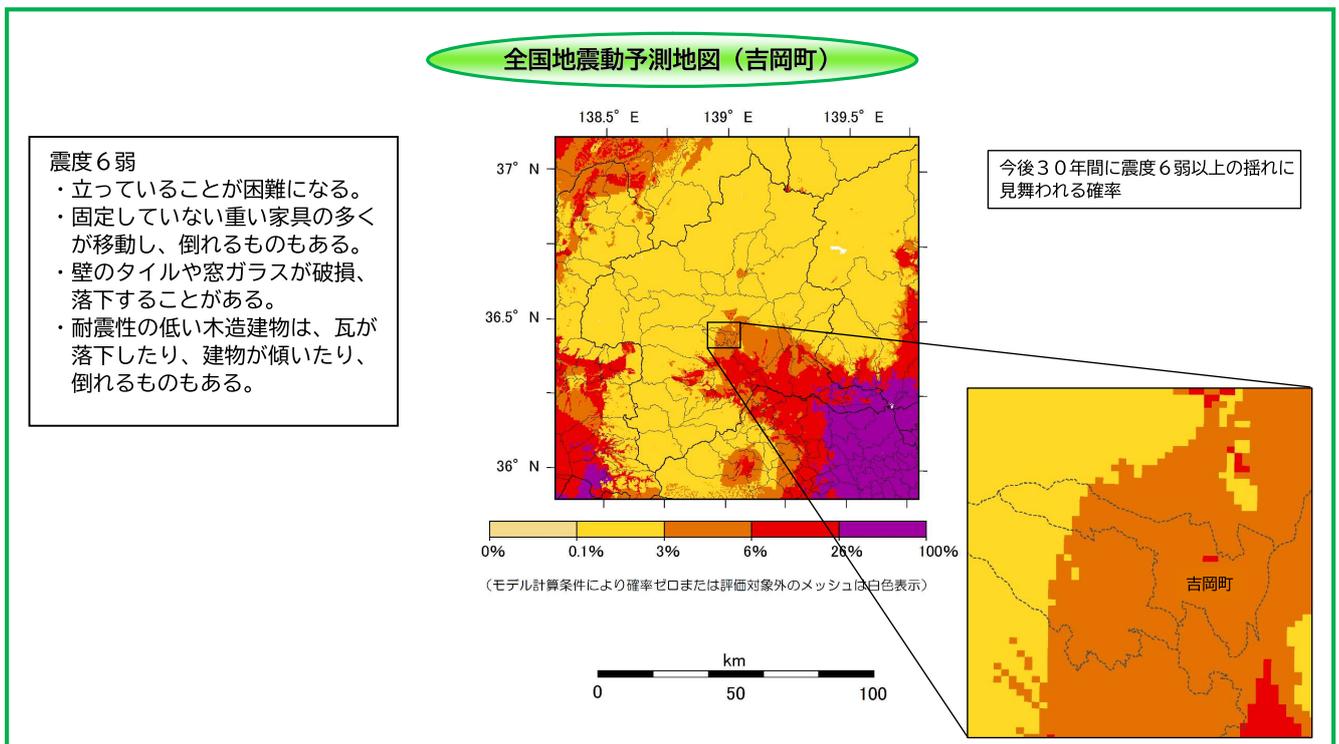
※1 特定既存耐震不適格建築物とは・・・一定規模以上で多数の町民が利用する施設など（幼稚園・保育所、小・中学校、社会福祉施設、体育館、店舗、事務所等）を指します。

※2 耐震診断義務付け対象建築物とは・・・公共公益性が高く倒壊時に大きな被害が想定される施設など（病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等）を指します。

吉岡町の地震動の予測

全国地震動予測地図

将来日本で発生する可能性のある地震およびその強い揺れを予測し、それを地図として表したものです。



吉岡町における耐震化の現状と目標

耐震化の現状

- 吉岡町における住宅の耐震化率は、2020年（令和2年）度末で83%となっています。
- 多数の者が利用する建築物^{※3}の耐震化率は、100%となっています。
- 多数の者が利用する町有建築物（町庁舎、学校等）の耐震化率は、100%となっています。
- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、100%となっています。
- 町有建築物全体（公共建築物）の耐震化率は、97.9%となっています。

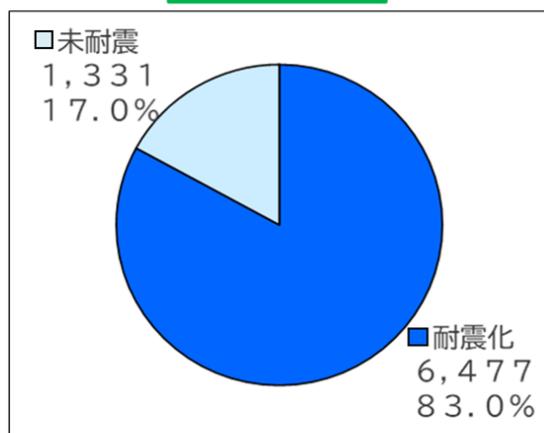
※3 多数の者が利用する建築物とは・・・特定既存耐震不適格建築物のうち、火薬等の危険物を貯蔵・処理する建築物及び特定の道路に接する通行障害建築物を除いた建築物を指します。

耐震化の目標設定

国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、住宅では2025年（令和7年）までに95%、2030年（令和12年）に耐震性を有しない住宅のおおむね解消とし、住宅以外の建築物では、2025年（令和7年）までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を目標としています。それを受け群馬県では、住宅及び住宅以外の建築物の耐震化率を、2025年（令和7年）度末までに95%に設定しています。吉岡町における耐震化の目標については、以下のとおり設定します。

- 2026年（令和8年）度末までの計画期間内における住宅の耐震化の目標は、95%（減災化含む。）とします。
- 2026年（令和8年）度末までの計画期間内における町有建築物全体の耐震化の目標は、100%とします。

住宅（現状）



住宅全体7,808戸の17.0%（1,331戸）が耐震化されていない状況です。

目標
95%

492戸^{※3}の耐震化（減災化含む）が必要です。

※3 建替えや除却等の自然更新による耐震化を反映しています。

町有建築物全体（現状）



町有建築物全体48棟の2.1%（1棟）が耐震化されていない状況です。

目標
100%

1棟の耐震化が必要です。

建築物の耐震化促進施策

耐震化の促進に係る基本的な取り組み

◆ 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等が、自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

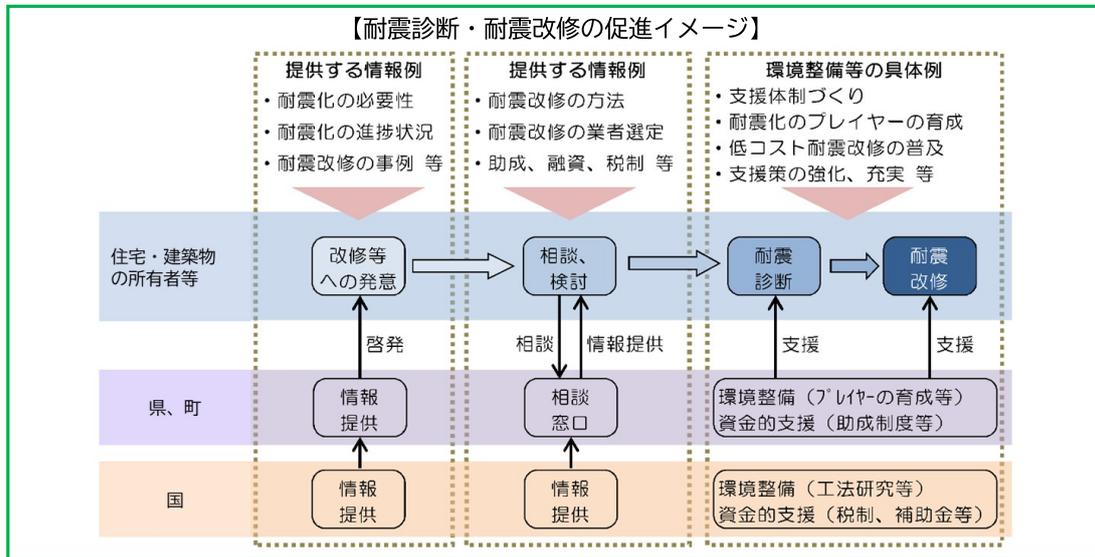
◆ 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

町では県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進していきます。

◆ 国や県と連携した耐震化への支援

建物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信など、必要な取り組みを総合的に進めます。

また、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。



◆ 自治会と連携した周知・啓発

自治会を通じて必要な情報の提供を行う広報誌等は、情報の周知をより直接的に行うことができます。

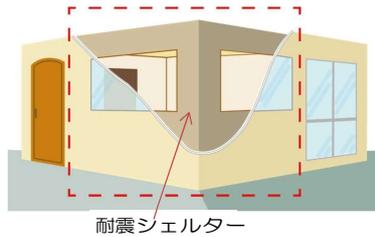
耐震化に関する情報についても広報誌等を利用して、周知、啓発に向けた働きかけを行います。

耐震化の促進施策

【住宅（抜粋）】

- ◆ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム策定の検討
- ◆ 地震防災に関する情報の提供
- ◆ 耐震改修の支援
- ◆ 耐震改修のプレイヤー（建築士・施工者）の育成と情報公開
- ◆ リフォームに併せた耐震改修の促進
- ◆ 段階改修の普及
- ◆ 空き家対策
- ◆ 新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進
- ◆ 家具の転倒防止

- ◆ 命を守る住まいの補強・・・住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を推進します。（下図参照）



【町有建築物】

町有建築物については、町民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。建築物の耐震改修促進法上の分類に応じて耐震化を進めていきます。

- ◆ 落下物の安全対策
- ◆ エレベーター・エスカレーターの安全確保

【避難路の指定及び沿道建築物】

耐震改修促進法においては、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれの道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

- ◆ 避難路の状況把握及び沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料の整備
- ◆ 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

耐震化を促進するための支援策

- ◆ 老朽危険空家除去支援事業

老朽化により倒壊の恐れのある空家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、老朽危険空家除却に要する費用の一部を補助する制度です。

- ◆ 木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断を希望する人に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計図書などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

- ◆ ブロック塀等除却補助金事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却に要する費用の一部を補助する制度です。

耐震改修等を促進するための指導や命令等

- 建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。
- 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の実施
群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を建築物の区分に応じ適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。また、指導等を実施したにも関わらず住宅及び建築物の所有者が耐震改修等を行わず、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、建築基準法に基づき所有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言を行います。